

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布 ～私的年金関連～

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

- ▶ 6月5日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」※1が公布されました。5月29日に国会で可決された修正（検討条項）が付け加えられて公布されています。
- ▶ また、同日付で厚生労働省より、公布日より施行される内容にかかる関連通知の一部を改正する通知等が発出されています。
- ▶ 本法の改正項目は以下のとおりですが、本号ではこのうち私的年金にかかる改正法（以下、項目番号の4）について、ご案内します。
 1. 被用者保険の適用拡大
 2. 在職中の年金受給の在り方の見直し
 3. 受給開始時期の選択肢の拡大
 4. 確定拠出年金の加入要件の見直し等
 5. その他

※1 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

1. DB・DC年金関連改正の主な内容

赤字＝本法案記載事項

br>

法改正項目		対象制度			
大分類	中分類	DB	企業型DC	iDeCo	
拠出時・給付時の仕組み	加入可能要件の見直し(企業型DC、iDeCo)		○	○	
	受給開始時期等の選択肢拡大(DB、DC)	○	○	○	
制度の普及等に向けた改善	中小企業向け制度の対象範囲の拡大等		○	○	
	加入者資格等	○	○		
	企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和		○	○	
	iDeCoに係るその他の改善 (iDeCo加入申込み等のオンライン化等)		○	○	
	DCにおける中途引出しの改善		○	○	
	制度間のポータビリティの改善	○	○	○	
	その他のDCの手続き面の改善 (企業型DCの規約変更の手の簡素化、 事業主による業務報告、事業主による 従業員の資格の確認等)			○	○
	DBの各種手続き (リスク対応掛金に係る規約変更、給付額改定等)	○			
ガバナンスの確保等	○	○	○		
その他	いわゆる選択型DC・選択制DC		○		

2. DB・DC共通改正項目

項目	改正概要
受給開始時期の 選択肢の拡大	(DB法第36条)【変更】 【施行日】 公布日※ ・DBは、受給開始時期の設定可能な範囲を、現行の「60歳以上65歳以下」から「60歳以上70歳以下」の規約で定める年齢に達したときに拡大
	(DC法第34条)【変更】 【施行日】 2022年4月1日 ・企業型DC・iDeCoとも、受給開始時期の上限を「70歳」から「75歳」まで引き上げる
制度間のポータビリティの改善	(DB法第82条の四)【新設】 【施行日】 2022年5月1日 ・終了したDBからiDeCoへの移換を可能とする
	(DC法第54条の五)【新設】 ・企業型DCから企業年金連合会の通算企業年金への移換を可能とする

※ 合わせて、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」において、所要の改正を実施
(パブリックコメント結果公示:2020年6月5日)

【受給開始時期等の選択肢拡大】

→ : 今回の改正案

制度	加入者の種別	20～59歳	60～64歳	65～69歳	70～75歳	76歳～
公的年金	国民年金の被保険者(第1号・第3号) 厚生年金の被保険者		繰上げ	繰下げ	→	
DB	DBの加入者		60～65歳 規約で設定	70歳に延長		
DC	企業型DCの加入者 iDeCoの加入者		60～70歳 各個人が選択		延長 公的年金の 見直しに合わせる	

3. DC改正項目

項目	改正概要
加入可能要件の 見直し	(第9条)【変更】 【施行日】 2022年5月1日 ・企業型DCは、年齢要件と同一事業所継続使用要件を撤廃し、厚生年金被保険者であれば加入者とする ・ただし、企業年金規約で一定の資格を定めた場合における当該資格を有しない者は、企業年金加入者とししない
	(第62条)【変更】 ・iDeCoは、年齢要件を撤廃し国民年金被保険者であれば加入可能とする (これにより例えば60歳以上の国民年金第2号被保険者等もiDeCoに加入可能となる)

【加入可能要件の見直し】

→ : 今回の改正

制度	加入者の種別	20～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～75歳
公的年金	国民年金の被保険者(第1号・第3号) 厚生年金の被保険者	→	任意加入※	→	
DB	DBの加入者	→	→	→	
DC	企業型DCの加入者 iDeCoの加入者	→	60～65歳 規約で規定	70歳に延長	
			65歳に延長		

※納付期間の要件を満たしていない場合等

3. DC改正項目(続き)

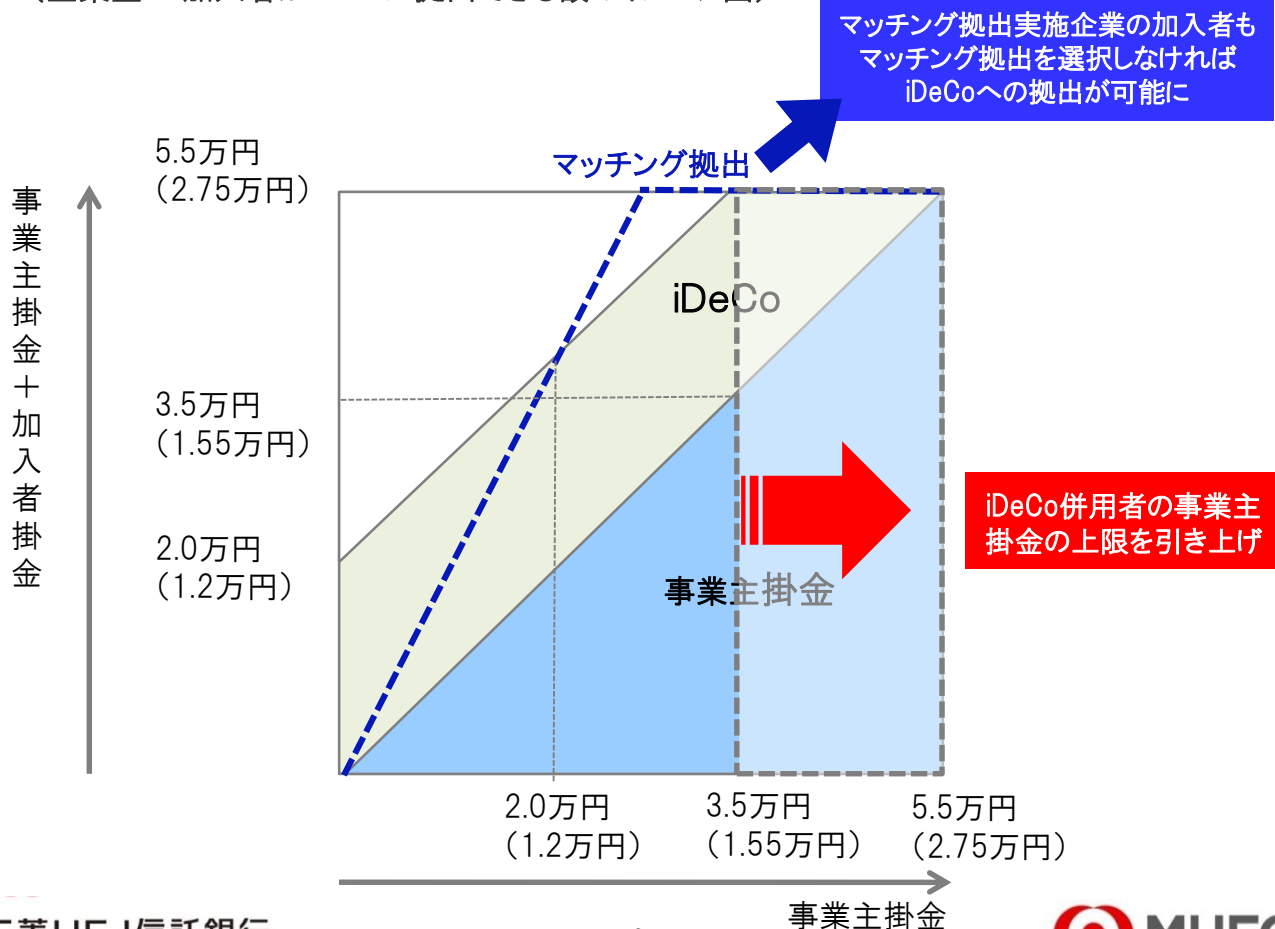
項目	改正概要
中小企業向け制度の対象範囲の拡大	(第3条、第55条)【変更】 ・簡易型DCおよび中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)の実施可能な企業規模を、現状の従業員100人以下から300人以下に拡大する 【施行日】 公布から6月以内
企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和	(第62条)【変更】 ・規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、全体の限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCoに加入できるようにする ・企業型DC規約に加入者マッチングの定めがある場合、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できるようにする 【施行日】 2022年10月1日

【企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和】 ※()内はDB等の加入者の場合の金額

(拠出額の上限)

掛金の種類	1月あたりの上限額	
	現在	政令で規定
(a) 事業主掛金+iDeCo	5.5万円(2.75万円)	
(b) 事業主掛金	3.5万円(1.55万円)	5.5万円(2.75万円)
(c) iDeCo	2万円(1.2万円)	次のいずれか低い額 ・2万円(1.2万円) ・(a)の額－事業主掛金

(企業型DC加入者がiDeCoに拠出できる額のイメージ図)



3. DC改正項目(続き)

項目	改正概要
中途引き出しの改善	<p>(附則第2条の2、第3条)【変更】 【施行日】 2022年5月1日</p> <p>・外国籍人材が帰国する等の際には、公的年金と同様、通算の掛金拠出期間が短いこと等の要件を満たせば、脱退一時金を受給できるようにする</p> <p style="text-align: right;">【施行日】 2021年4月1日</p> <p>・通算拠出期間は、現在の「3年以下」要件を「政令で定める期間内※」に変更 ※公的年金の改正との平仄をとり、「5年」となる見込み</p>
手続き面の改善 (企業型DCの規約 変更手続の簡素化)	<p>(第6条)【変更】 【施行日】 公布から6月以内</p> <p>・企業型年金規約の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、資産管理機関の名称、住所地、省令で定める事項はこの限りではない</p>
iDeCoのガバナンス 確保	<p>(第73条)【変更】 【施行日】 公布日</p> <p>・iDeCoの継続投資教育について、企業年金連合会も委託を受けられるようにすることで、企業年金連合会が実施するセミナー等にiDeCo加入者が参加できるようにするなど、両連合会の連携を強化する</p>

【中途引き出しの改善】

(脱退一時金の受給要件)

対象者 (60歳未満の者に限る)	下記のいずれかに該当		請求期限
	通算拠出期間	資産額	
国民年金の第1号被保険者のうち保険料免除者	現在:3年以下 改正後:政令で規定 [「5年以下」の見込み] (2021年4月～)	政令で規定 (現在は25万円以下)	加入者資格喪失から2年経過前 (施行前の喪失者も請求可)
国民年金の被保険者となれない者 (2022年5月～)			

4. 検討条項

- ▶ 政府は、国民が高齢期の所得確保にかかる自助努力を行うに当たり、これに対する支援を公平に受けられるようにする観点から、iDeCo及び国民年金基金の加入要件、iDeCoの拠出限度額、及び中小事業主掛金を拠出できる事業主の範囲について検討し、必要な措置を講ずる
- ▶ 政府は、施行後5年を目途として、改正後のDC法の施行の状況等を勘案し、規制の在り方について必要な検討を加え、所要の措置を講ずる

以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。